

平成 28 年 9 月 12 日

各 位

東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊守
(コード番号：1408)

問合せ先：
取締役管理本部長 笠原 篤
(電話番号：03-5665-0840)
(<http://www.sthd.co.jp/>)

株式会社シノケングループとの資本業務提携、第三者割当による新株式の発行、 第三者割当契約締結並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社シノケングループ（以下、「シノケングループ」といいます。）との資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）及びシノケングループに対する第三者割当による新株式発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本第三者割当による新株式の発行により、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

I. 資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の理由

(1) 当社の現況

当社グループ（当社及び当社の連結子会社）は、平成 9 年 6 月地盤改良事業を目的に、株式会社サムシング（現連結子会社）を設立したことに始まり、平成 12 年 10 月子会社に対する経営指導・純粋持株会社化を目的として当社を設立しました。現在では、連結子会社 9 社、関連会社 1 社を有しており、地盤改良事業、保証事業、地盤システム事業を主体に、海外事業・住宅検査事業を含む多様な事業展開を進めております。具体的には、以下のセグメントより業務を遂行しております。

・地盤改良事業

地盤改良事業は、主に地盤改良工事と地盤調査・測量に分かれます。特に東日本大震災以降地盤に対する安全・品質志向が高まり、売上は増加傾向にあります。地盤改良事業は、主力の柱状改良工法、表層改良工法、DM 工法を始め、自然砕石を利用した環境配慮型工法（エコジオ工法）等、多種の工法にて幅広く業務を推進しております。地盤調査・測量も、一般住宅地盤調査で広く使用されるスウェーデン式サウンディング試験に加え、一般住宅の液状化判定を行なえる当社独自のボーリング調査（地盤王ホリ・ススム）を活用し業務推進を進めており、近年、当社が中長期戦略として推進しておりますアパート及び店舗等の非戸建住宅市場への顧客層拡大戦略も奏功し、売上を伸ばしております。

・保証事業

当社グループの保証事業は、株式会社G I Rが主体となり、不同沈下に起因する住宅建物部分及び地盤の補修工事費用を保証する地盤総合保証制度（商品名「THE LAND」）を建設会社・工務店等を対象に販売しております。

・地盤システム事業

昨年の横浜マンションの杭データ改ざん問題以来、大きく損なわれている地盤データに対する

信頼性を回復することは急務であります。当社グループのジオサイン株式会社が主体となって販売しております※1「G-Web system」は、地盤データの透明化、及び地盤データに第三者として電子認証を行なうサービスであり、地盤調査・改良時に於ける、地盤データの不正・改ざんを防止することが出来、業界におけるニーズが極めて高まっており、売上も伸ばしております。

※1「G-Web system」は、スウェーデン式サウンディング試験及び標準貫入試験、並びに地盤改良を対象とした住宅地盤第三者認証システムです。

・海外事業

中長期的なテーマである海外における事業領域確保・拡大のため、ベトナム・カンボジア・シンガポール等東南アジアを中心に、WPC（プレキャストコンクリートパネル）による住宅等建築事業、そして地盤調査改良事業を進めております。

・住宅検査事業

新築、既存住宅の検査受託業務を、当社グループの株式会社住まいる検査が行なっており、全国の一級建築士と提携し、住宅検査を行うネットワークを確立しております。

(2) 資本業務提携に至った経緯

当社は、中長期成長戦略として、顧客層拡大を目的とし、地盤改良事業に於ける戸建住宅だけに頼らないアパート・マンション及び店舗等の非戸建住宅市場の開拓、そして、東南アジアを中心とした海外事業における事業領域確保・拡大を掲げ、業務推進活動を行なっております。このような中、当社と、アパート販売・マンション販売・ゼネコン事業・不動産賃貸管理事業等を行ない東南アジアを中心とした海外戦略を行なっておりますシノケングループが、本資本業務提携を行うことにより、双方シナジー効果が見込めるとの合意に至りました。その結果、当社は、本資本業務提携契約を締結し、事業拡大及び自己資本比率を中心とした財務基盤の強化を目的とした本第三者割当増資を行うこととしました。

2. 本資本業務提携の内容等

(1) 業務提携の内容

① 国内事業に係る提携

当社が有する地盤改良事業における高い技術力・品質、地盤システム事業における地盤データの透明化・電子認証、及び保証事業をシノケングループの主力事業であるアパート販売事業及びマンション販売事業へ活用する他、当社の主力事業である地盤改良事業においてシノケングループが有するゼネコン事業を活用し、双方の強み・機能を共有することによる競争力の強化を図って参ります。

また、土地情報等の不動産情報の共有化等、双方の国内事業の発展に資する情報交換を行い、双方の国内事業発展を図って参ります。

② 海外事業に係る提携

当社が有する質の高い地盤調査・改良サービス、及びWPC製品をシノケングループが東南アジアにて行うマンション開発等へ活用する他、主に東南アジアにおける事業機会に関する情報を共有化し、双方の海外事業の競争力強化を図って参ります。

(2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、シノケングループに当社の普通株式 875,000 株（本第三者割当後の発行済株式総数に対する所有割合 21.27%、所有議決権割合 21.27%）を割り当てます。

本第三者割当増資の詳細は、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の募集」をご参照ください。

3. 資本業務提携の相手先の概要

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	平成28年9月12日
(2) 本資本業務提携契約締結日	平成28年9月12日
(3) 本資金調達の払込期日	平成28年9月29日(予定)

5. 今後の見通し

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集

1. 募集の概要

(1) 払込期日	平成28年9月29日
(2) 発行新株式数	普通株式 875,000株
(3) 発行価額	1株につき340円
(4) 調達資金の額	297,500,000円(差引手取概算額:292,800,000円)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	シノケングループに対する第三者割当方式
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

上記「Ⅰ. 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、本第三者割当増資は、当社とシノケングループとの業務提携を併せて実施するものであり、業務提携の効果をより確実なものとするのが目的の一つです。

また、当社は、中長期事業戦略として顧客層拡大を掲げており、本資本業務提携により、当社が最も得意とする地盤改良事業・地盤システム事業の顧客層拡大が可能となり、売上・収益の一層の拡大と事業拡大につなげていく方針です。そのために、本第三者割当増資による資金を今後の地盤改良事業における事業拡大及び自社商品開発等に活用することで、借入コスト負担の抑制、及び自己資本充実による財務体質の安定化を図ることを目的としております。

資金調達の選択肢として(a)金融機関借入、(b)シノケングループからの借入、(c)公募増資、(d)第三者割当による新株式発行、(e)新株予約権又は新株予約権付社債の発行が上がりました。(a)金融機関借入及び(b)シノケングループからの借入は担保提供が前提となるため、担保提供が可能な物件取得に係る資金調達に限定されることは、上場企業である双方にとって適当ではないとの判断に至りました。また、(c)公募増資は調達に要するコストが第三者割当に比べて割高であるほか、手続きに時間を要するため当社が期待する時期での資金調達が完了することが困難であると考えられ、適当ではないとの判断に至りました。また、(d)第三者割当による新株式発行を実行する場合のメリット(返済負担が無いこと、財務基盤強化)及びデメリット(株式の希薄化)との比較、並びに(e)新株予約権又は新株予約権付社債の発行に関しましては、調達額や調達時期が当社で決定できず機動性に欠けること、潜在株式の増加を市場が懸念した場合の株価下落の可能性により、適当ではないとの判断に至ったことを踏まえ、第三者割当による新株式発行による資金調達が、選択肢としては最良の方法であるとの結論に至りました。

シノケングループからは、本資本業務提携に基づく関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有して頂くことを確認しておりますことも、本第三者割当増資を行う理由の一つとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	297,500,000円
---------	--------------

発行諸費用の概算額	4,700,000円
差引手取概算額	292,800,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 1.0 百万円、有価証券届出書作成提出費用 2.2 百万円、登記関連費用 0.3 百万円、信託銀行向け第三者割当基本料（株式取扱）0.5 百万円、その他諸費用（株式事務手数料等）0.7 百万円となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記「I. 2. 本資本業務提携の内容等」に記載のとおり、海外事業に係る提携では、当社が有するサービス及び製品をシノケングループが行う東南アジアにて行うマンション開発へ活用することを図ってまいります。これによる今後の需要増に対応するため、設備投資としてのWPC型枠購入資金に投資することを下記のとおり予定しております。

また、国内事業に係る提携におきましても、当社が行う地盤改良事業・保証事業・地盤システム事業を、シノケングループが有するアパート販売事業・マンション販売事業・ゼネコン事業に活用することを図ってまいります。提携による効果を高めるため、国内事業の営業推進力向上に備えたサービス強化、及び設備充実のために投資することを下記のとおり予定しております。

更に、グループ全体における管理部門のインフラにおきましても、改善・向上を目的にシステムの構築及び更改を下記のとおり予定しております。

また、今回の投資は、一部自己資金にて前倒しで充当済みであり、当該自己資金を今回の調達資金により補填することを予定しております。これは、自己資金にて充当したために借入金が増加したことによる自己資本比率の低下を回復させることを目的としております。

※（単位：百万円）

	内容		投資予定総額		資金必要時期	既充当額
① 等 海外 事業 へ 設備 投資	A.	カンボジアにおいて現地法人を設立し、設備投資としての3階建てタウンハウス等建築事業に伴うWPC型枠購入資金、及び運転資金	設備資金	69	平成28年9月 ～平成29年 12月	
			運転資金	11		
	B.	ベトナムにおける既存事業の強化に向けた設備投資としてのWPC型枠購入資金、及び運転資金	設備資金	10	平成28年1月 ～平成29年 12月	10
			運転資金	20		
② 国内 事業 へ 設備 投資 等	A. 地 盤 改 良 事 業	ア. 従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資	35		平成28年1月 ～平成28年 12月	17
		イ. 営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替え	85		平成28年10 月～平成29 年6月	
		ウ. 国内における増加運転資金	25		平成28年10 月～平成29 年4月	
	B.	保証事業 受注拡大を目的とした顧客向け報告書作成システム へ受発注機能追加	15		平成28年8月	12

	C. 地盤システム事業 「G-Web system」の顧客増加対応のためのレンタル 用機材仕入資金	20	平成28年10 月～平成29 年4月	
③ 管理部門の インフラ投資	グループ全体における 管理部門のインフラ改善・向 上のための連結決算システム・勤怠管理システムの 構築、及び給与システム更改	10	平成29年1月 ～平成29年4 月	

※ なお、調達資金に付きましては、銀行口座にて管理いたします。

※①・② 資金必要時期のうち、平成 28 年 8 月以前の時期については、自己資金にて充当しており、当該自己資金充当額については、既充当額の欄に記載しております。

※② 国内事業へ設備投資等のうち、A. 地盤改良事業のA. 事業拡張のための新規研究開発投資金額に付きましては、一部自己資金にて 17 百万円を前倒しで充当済であります。また、B. 保証事業の業務効率向上を目的とした顧客向け報告書作成システムへの受発注機能導入に付きましては、一部自己資金にて 12 百万円を前倒しで充当済であります。

① 海外事業へ設備投資等

当社は、中長期的なテーマである海外における事業領域拡大のため、カンボジア・ベトナムにおけるWPC建材の製造販売事業・地盤調査改良事業を進めております。海外事業は、以上2本の柱で継続的な投資を行いながら早期の黒字化実現を目指しております。

A. カンボジアにおいて現地法人を設立し、設備投資としての3階建てタウンハウス等建築事業に伴うWPC型枠購入資金、及び運転資金

経済成長が続くカンボジアでは不動産・建設業がその牽引役を担っており、近年、首都プノンペン市郊外ではカンボジア人の実需をターゲットとして、一戸建て、二戸一住宅、タウンハウス、ショップハウス等から成る複合開発としての街造りが進められています。当社グループは、高品質のWPCパネルで躯体構造が一樣のタウンハウスを建設することにより、カンボジアの住環境の向上を実現するように努めております。

WPCを使用した大規模住宅建設が計画されているカンボジアプノンペン郊外のプロジェクトに向け、WPC事業実施のための連結子会社 JAPANEL HOME CAMBODIA CO., LTD. をプノンペンに設立し、3階建てタウンハウス等建築を行うため、WPC製造に必要な型枠購入資金・運転資金の調達を行う予定でございます。

設備資金としては、WPCの製造委託を開始するための型枠購入資金として 69 百万円を予定しており、住宅販売計画に合わせて順次購入する計画です。そして、平成 28 年 12 月よりWPC製造を開始する計画です。

運転資金としては、3階建てタウンハウス等建築及び事業管理を行うための人材雇用、並びに3階建てタウンハウス等建築のため、11 百万円を予定しております。

・資金の流れとして、本株式の発行により調達した資金を海外拠点を統括するSOMETHING HOLDINGS ASIA PTE. LTD. に貸付し、本投資の原資とすることを予定しております。(平成28年9月予定)

B. ベトナムにおける既存事業の強化に向けた設備投資としてのWPC型枠購入資金、及び運転

資金

既に事業展開済であるベトナムにおける住宅取得層（特に戸建・タウンハウス等）の市場を獲得する為、当社連結子会社でありますSOMETHING VIETNAM CO., LTD. における増産体制を構築する予定です。

設備資金としては、業務提携により今後見込まれる受注増への対応を目的に、W P Cを製造するための型枠購入資金10百万円が必要となります。

運転資金としては、ベトナムにおける既存事業の人材雇用を含む増加運転資金として20百万円を予定しております。

・資金の流れとして、本株式の発行により調達したベトナム事業に係るW P C型枠購入資金及び運転資金をSOMETHING HOLDINGS ASIA PTE. LTD. に貸付し、その資金をSOMETHING VIETNAM CO., LTD. に貸付します。

② 国内事業へ設備投資等

A 地盤改良事業

ア. 従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資

近年の豪雨による被害状況を鑑み、当社は、これまで培ってきた地盤改良技術を豪雨対策分野に拡張することにより、その新技術を雨水による浸水被害地域や土砂災害地域に活用することを見込んでおります。具体的な活動予定は下記のとおりとなります。

・雨水浸透施設の開発とその事業化

雨水浸透施設の開発とその事業化の目的は、都市部を中心に豪雨対策としてなされる雨水流出量抑制のための雨水浸透施設分野に参入し、地盤調査から地盤対策設計のみならず雨水処理までをワンストップサービスの対象とする顧客へのサービスを拡充することにより新たな利益を創造することです。

雨水浸透施設の事業概要は、国内大手住宅用樹脂商品メーカー様と開発したドレーンパイプを雨水浸透施設として利用するための施工法を開発し、この手法に対応可能な施工業者を全国で組織化することで、ドレーンパイプを材工一体で販売するものです。

・盛土排水パイプ（DASSUI）の開発とその事業化

盛土排水パイプ（DASSUI）の開発とその事業化の目的は、盛土の耐震化に繋がる、新設及び既設ののり面や擁壁からの排水促進技術を開発し、顧客にそのサービスを提供することにより新たな利益を創造することです。

盛土排水パイプ（DASSUI）の事業概要は、複数社様と共同開発を進めてきました盛土中の滞留水を排出するための盛土排水パイプ（DASSUI）及び施工技術の販売事業です。

雨水浸透施設の開発とその事業化、及び盛土排水パイプ（DASSUI）の開発とその事業化の推進のため、新技術の効果・性能確認のための試験費用、並びに事業化に向けたドレーンパイプ及び盛土排水パイプ（DASSUI）を製造するための材料費及び金型作製資金が必要となります。

以上、雨水浸透施設の開発とその事業化に向けた投資金額に付きましては、17.5百万円、及び盛土排水パイプ（DASSUI）の開発とその事業化に向けた投資金額に付きましては、17.5百万円、合計ア. 従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資に付きましては、35百万円を計画しております。

イ. 営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替え

支店統廃合及び新規出店の目的は、人口増加に伴う住宅建設・地盤改良事業の需要が継続的に見込める地域へ出店することにより、売上・収益を拡大することです。既に受注先として見込まれる企業への営業活動を行い、同地域への参入準備を進めております。

新規出店に付きましては、初期段階においては地盤調査事業を行いつつ市場のマーケット調査を行い、段階的に事業拡大を図ります。具体的には、新規事務所の開設、並びに新規地盤調査機

及び改良機の設置を計画しております。

新規出店設備等に付きましての投資金額は35百万円を計画しております。

既存支店の建て替えに付きましては、秋田支店を予定しており、建物の老朽化及び人員増加への対応を目的に現状の事務所を建て替え、作業領域の拡張及び最新設備にすることにより顧客サービス満足度を向上させ、営業推進力及び情報セキュリティを強化させます。

情報セキュリティ強化に付きましては、サムシンググループは2年前より取組んでおり、株式会社サムシングの事業本部・設計部・調査部はISO27001 ISMS資格を取得済みであります。

既存支店の建て替えに伴う事務所設備等に付きましての投資金額は50百万円を予定しております。

以上、イ．営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替えに向けた投資金額に付きましては、85百万円を計画しております。

ウ．国内における増加運転資金

ア．従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資、及びイ．営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替えへの投資によって見込まれる売上増加に伴い、人材雇用を含む増加運転資金として、25百万円を計画しております。

B．保証事業

・受注拡大を目的とした顧客向け報告書作成システムへ受発注機能追加

サムシンググループでは、保証事業は、当社の連結子会社であります株式会社G I Rにて行っております。

目的は、保証事業における報告書作成システムについて、顧客側の発注業務及びG I R側の受注業務のオペレーションの簡素化及び受発注のシステム化を図り、受発注件数の増加を目指すことです。

今回開発の受発注機能追加の概要は、既存の顧客とG I Rの間で接続されている報告書作成システムの機能に、調査日程調整依頼・調査結果速報受領・施工の見積もり依頼を用意することです。

本件に伴う投資金額に付きましては、15百万円を計画しております。

C．地盤システム事業

・「G-Web system」の顧客増加対応のためのレンタル用機材仕入資金

サムシンググループでは、地盤システム事業は、当社の連結子会社でありますジオサイン株式会社にて行っています。

主な事業内容は、地盤調査及び改良工事データの改ざんが不可能な仕組みを持つ独自のシステム「G-Web system」を、建設会社様、調査会社様、及び地盤改良業者様等にレンタルをすることです。昨年の横浜マンションの杭データ改ざん問題により、地盤業界の信頼性が大きく損なわれており、このシステムに対して現在多くの建築会社様等からお問合せを頂いております。本システムは、地盤調査機及び改良工事機へ取り付ける専用機器、及び専用の携帯端末等を用いることによってサービスを提供しております。そのため、これらの機材量を増加させ、事業拡大を計画しております。

上記、「G-Web system」に必要な機材の仕入のための投資金額に付きましては、20百万円を計画しております。

以下、システムの機能をご説明させていただきます。

地盤調査は、原則としてJIS規格（スウェーデン式サウンディング試験：JIS A 1221:2013、標準貫入試験：JIS A 1219:2013）、及び（社）地盤工学会「地盤調査の方法と解説」に準拠して実施しています。

また、地盤改良工事は、設計で定めた数量、及び要求性能を満たすように施工します。施工中の深度や掘削抵抗値等は、管理装置によって記録されます。

本システムは、地盤調査及び地盤改良工事の実作業を、いつ、どこで、だれが、どの機械で行ったのか、調査または工事データと現場写真を記録し、インターネットを通してデータ管理をすることで、データの不正・改ざんを防止し、現場情報をリアルタイムに把握することができるシステムとなっています。

③ グループ全体における管理部門のインフラ投資

グループ全体における管理部門のインフラ改善・向上のため、手作業負担が大きいサムシンググループ連結決算作業及び勤怠管理のシステム構築、並びに給与システムの効率化を目指し、更改を行ないます。

本件に伴う投資金額に付きましては、10百万円を計画しております。

今回の投資予定総額は、全体で300百万円でございますが、調達予定資金の差引手取概算額は292.8百万円であるため、不足分は自己資金にて充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで収益の確保を目指してまいります。

その結果、当社の財務内容を改善し中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的かつ既存株主の利益にかなうと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、新株式発行に係る取締役会決議の直前営業日である平成28年9月9日の東証JASDAQ グロースにおける普通取引の終値377円を基準とし、1株340円（ディスカウント率9.81%）といたしました。本新株式の発行価額の決定につきましては、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間の平均株価を用いて発行価額を算定することは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映することができないと考えられ、直前営業日に形成されている株価終値が直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、ディスカウント率9.81%といたしましたのは、本第三者割当増資後の株価変動リスクを勘案し割当予定先からの一定のディスカウントの要請に応じたものであります。その上で、本第三者割当により生じる希薄化等を勘案しつつも、シノケングループとの本資本業務提携により、事業拡大・売上増加が期待でき、また、資金の効率化、収益の向上が期待できるため、本第三者割当増資による直接的な財務基盤の強化のみならず、獲得利益の積み上げによる財務基盤の強化も図ることが出来ると考えており、割当予定先と協議・交渉した結果、当該要望を一定程度受け入れ、上記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断したものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均375円に対するディスカウント率は9.33%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均386円に対するディスカウント率は11.92%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均411円に対するディスカウント率は17.27%となっております。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、当社監査役全員（社外監査役3名を含む。）より、本新株式の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される本新株式は 875,000 株であり、平成 28 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 3,239,200 株に対し 27.01% (平成 28 年 6 月 30 日現在の当社議決権個数 32,384 個に対しては 27.02%) であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、「Ⅰ. 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、本資本業務提携が当社の事業拡大及び財務基盤強化に寄与すると見込まれること、「Ⅱ. 2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりその為の事業資金の調達、財務基盤の強化のためにも、本第三者割当増資による新株式発行は必要であると考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 25 年 12 月期 47.46 円、平成 26 年 12 月期 15.03 円、平成 27 年 12 月期△101.32 円と、直前期には一時的に純損失を計上しておりますが、調達した資金を成長領域に厳選して投下し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社シノケングループ	
(2) 所 在 地	福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 篠原 英明	
(4) 事 業 内 容	各事業会社の経営管理事業（純粋持株会社）	
(5) 資 本 金	1,040百万円（平成28年6月30日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	平成2年6月5日	
(7) 発 行 済 株 式 数	17,866,600株（平成28年6月30日現在）	
(8) 決 算 期	12月31日	
(9) 従 業 員 数	439名（連結、平成28年3月31日現在）	
(10) 主 要 取 引 銀 行	株式会社西日本シティ銀行、株式会社りそな銀行	
(11) 大株主及び持株比率	篠原 英明	16.41%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9.29%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.08%
	株式会社九州リースサービス	5.50%
	水上 和博	3.27%
	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2.34%
	BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	2.12%
	シノケングループ取引先持株会	1.92%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	1.73%
	JP MORGAN CHASE BANK 380621 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.30%
	（平成28年6月30日現在）	

(注)上記のほか、自己株式が1,161,952株（「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有している当社株式52,000株を除く）があります。

(12) 当事会社間の関係

資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社の連結子会社である株式会社サムシングとシノケングループの連結子会社である、株式会社シノケンハーモニー及び株式会社小川建設は、地盤調査等に関する取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
連結純資産	5,060	8,001	12,345
連結総資産	22,202	38,625	52,457
1株当たり連結純資産(円)	310.54	490.24	740.88
連結売上高	25,970	39,724	55,070
連結営業利益	2,912	4,740	6,806
連結経常利益	2,667	4,302	6,448
連結当期純利益	2,026	2,886	4,447
1株当たり連結当期純利益(円)	124.59	177.23	270.02
1株当たり配当金(円)	8.25	15.00	14.25

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 平成27年1月1日を効力発生日として、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり連結純資産及び1株当たり連結当期純利益については、平成25年12月期の期初に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

※当社は、シノケングループが株式会社東京証券取引所に提出した平成28年3月29日付「コーポレートガバナンス報告書」における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を確認することにより、同社、同社の役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

シノケングループを今回の割当予定先として選定いたしました理由は、「I. 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおりです。

また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の事業拡大及び財務基盤の強化には、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が最適と考え、本資本業務提携の協議の過程でシノケングループに相談をしたところ、当社の安定株主の必要性を鑑み、同社にもご理解を得ることができたため、割当予定先として決定いたしました。

以上から、当社はシノケングループを本株式の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様様の利益に資するものと判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

シノケングループからは、本資本業務提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、シノケングループから、本第三者割当の払い込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、シノケングループにおける第26期有価証券報告書（平成28年3月29日提出）、第27期第2四半期報告書（平成28年8月12日提出）に記載されている財務諸表により、いずれの割当予定先も払込に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。これにより、かかる払込に支障はないと当社は判断しております。

(5) その他重要な契約等

当社がシノケングループとの間で締結した本資本業務提携契約及び本新株引受契約を除き、今回当社が発行する本新株式に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後	
前 俊守	29.82%	前 俊守	23.48%
サムシングホールディングス社員持株会	5.53%	株式会社シノケングループ	21.27%
株式会社本陣	4.08%	サムシングホールディングス社員持株会	4.35%
株式会社千葉銀行	3.70%	株式会社本陣	3.21%
前 トミ	2.58%	株式会社千葉銀行	2.92%
山川 純子	2.27%	前 トミ	2.03%
山川 勇	2.04%	山川 純子	1.78%
前 耕蔵	1.91%	山川 勇	1.60%
皆川 真二	1.70%	前 耕蔵	1.51%
笠原 篤	1.48%	皆川 真二	1.34%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成28年6月30日時点の株主名簿を基準としております。

3. 持株比率については、平成28年6月30日現在の普通株式に係る発行済株式総数

(3, 239, 200 株) を用いて算出しております。

4. 募集後の持株比率については、上記3.の発行済株式総数に本第三者割当てで発行される新株式 875, 000 株を加えた数を募集後の普通株式に係る発行済株式総数として算出しております。

8. 今後の見通し

現在のところ、本資本業務提携に伴う業績への影響は軽微と考えておるため、平成 28 年 2 月 15 日に発表いたしました平成 28 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

万が一、通期業績予想に変更が生じる場合には、速やかに情報を開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当てにより、当社株式は 25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、当社社外監査役 2 名（岡田憲治氏、松湯清志氏）に加え、当社と利害関係の無い弁護士である堀本博靖氏の 3 名により構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、本第三者割当ての必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、仮に臨時株主総会を開催すると決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、株主総会決議などによる株主の意思確認手続を経ることなく、経営者から一定程度独立した独立委員会による本第三者割当ての必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当ての目的及び理由（割当て予定先の選定理由、本第三者割当ての方法による理由等）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。その結果として、当社は、独立委員会より平成 28 年 9 月 12 日付で以下の概要の意見を入手いたしました。

また、当社監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

第 1 本第三者割当て増資の必要性

1 本第三者割当て増資の目的及び理由

本第三者割当て増資は、①シノケングループとの業務提携の実効性を向上させること、②対象会社の中期事業戦略である顧客層拡大のため、主力事業の地盤改良事業・地盤保証事業・地盤システム事業等の国内事業と、今後の事業拡大を目指す海外事業に関する設備投資資金及び運転資金を確保すること、③借入コストの削減及び自己資本の充実による財務状況の安定化を図ることを目的としているため、以下、各目的の必要性・合理性について検証を行う。

(1) シノケングループとの業務提携の実効性向上

対象会社の業績は、直近の第 17 期決算期（平成 27 年 12 月期）において、売上高は対前年同期比 2.0%増の 9, 461, 788 千円を達成したものの、材料費や販売管理費等の増加が要因となり 111, 451 千円の経常損失を計上している。また、対象会社の発行株式の株価は、過去 1 年においても引き続き下落傾向が見受けられ、2015 年 9 月 1 日時点の終値では 494 円であった株価が、2016 年 9 月 1 日の終値で

は 378 円と約 23%下落しており、対象会社は、早期における業績改善が期待される状況にある。

当該状況下において、対象会社は、中長期的成長戦略として、業績改善のための顧客層の拡大を目的とし、国内事業に関しては、対象会社が得意とする地盤改良事業等の対象を、従来の戸建住宅から、アパート・マンションや店舗等の非戸建住宅に拡大すると共に、海外事業についても、東南アジア（ベトナム・カンボジア等）を中心とした WPC（プレキャストコンクリートパネル）による住宅等の建築事業及び地盤調査改良事業を拡大展開することを目指しているとのことである。

この点、今般の資本業務提携に伴う本第三者割当増資に係る割当先として予定されているシノケングループは、アパート・マンション販売事業やゼネコン事業を主な事業とし、中国・シンガポール・インドネシアといった海外でも不動産投資業等を営んでいるところ、当該資本業務提携が実現した場合には、シノケングループ関連会社が販売するマンション・アパート等の非戸建住宅の地盤改良等について今後の発注の大部分が、対象会社に対して行われる見込みとのことであり、対象会社の国内事業（地盤改良事業・地盤保証事業・地盤システム事業）に対する業績面での好影響が予測される。また、対象会社の海外事業についても、現状において対象会社とシノケングループが海外展開している国は完全には一致していないものの、対象会社が本第三者割当増資による調達資金によって購入予定の WPC 製造の型枠があれば、新たな進出国の現地法人に製造委託することにより対象会社が事業展開することも容易となるとのことであるので、今後シノケングループが東南アジアにおいて不動産投資事業を拡大展開していく場面においては、対象会社の海外における WPC 製造販売事業等への業績面での寄与が期待し得る。

したがって、本第三者割当増資によるシノケングループとの間の資本業務提携は、対象会社にとって事業上のシナジーを見込めるものであることから、本第三者割当増資の目的として十分合理性が認められると料する。

(2) 国内事業及び海外事業に関する設備投資資金及び運転資金の確保

対象会社は、本第三者割当増資により調達した資金について、以下の用途を予定している。なお、以下の設備投資資金及び運転資金の合計額のうち、本第三者割当増資による調達資金額を上回る金額については、対象会社の自己資金から支出する予定とのことである。

① 海外事業に関する設備投資等

A) カンボジアにおける WPC 住宅建築事業のための型枠購入費及び運転資金	80 百万円
B) ベトナムにおける WPC 事業等の既存事業の設備投資及び運転資金	30 百万円

② 国内地盤改良事業等に関する設備投資等

A) 地盤改良事業	
i. 新規研究開発投資	35 百万円
ii. 既存支店の建て替え、及び支店統廃合又は新規出店	85 百万円
iii. 運転資金	25 百万円
B) 地盤保証事業（顧客向け報告書作成システムへの受発注機能導入）	15 百万円
C) 地盤システム事業（レンタル用機材量増加、G-Web system の性能向上のための開発）	20 百万円
D) グループ全体における管理部門のインフラ投資（連結システム・給与システムの開発）	10 百万円

上記（1）で述べたとおり、対象会社は、業績改善のために顧客層の拡大を目指しているところであり、上記①の海外事業に対する設備投資及び運転資金は、いずれも現地における WPC 関連事業の基

盤を拡充するためのもので、対象会社の売上増加に繋がる顧客層拡大の目的に資すると思われることから、資金確保の必要性及び相当性は認められる。

また、国内地盤改良工事等に関する設備投資及び運転資金についても、地盤改良事業における新規研究開発投資は、対象会社が予定する都市部での雨水貯留浸透施設事業への参入に必要であり、同事業における既存支店の建て替え等についても、事業所の営業力及び情報セキュリティの強化を企図したものであることから、用途として合理性は認められる。加えて、地盤保証事業における保証受発注システムの改善は、顧客の利便性を高めて売上増加を計画するものであり、地盤システム事業におけるシステム開発費についても、地盤調査データの改ざん事件に起因して需要が高まりつつある対象会社のシステム事業の収益性を向上させることを目的とすることから、いずれも、資金使途として合理性を有するものとする。さらに、グループ全体における管理部門のインフラ投資についても、同部門の効率改善のために実施されるものであるから、資金使途の合理性に問題は見当たらない。

(3) 借入コストの削減及び自己資本の充実による財務状況の安定化

対象会社は、シノケングループとの資本業務提携及び本第三者割当増資の検討に先立って、業績改善のための事業戦略の一環として、今後3年間の投資計画を策定していたところ、上記(2)記載の資金使途は、いずれも当該3年投資計画において予定されていた新規又は既存事業に対する投資に該当するものとのことである。対象会社において、これらの投資に必要な資金を借入れにより調達した場合、後記第3.1で詳述するとおり、発行会社の足許の業績に鑑みると、相応の借入コストを負担することになり、市場での金利水準の変動状況によっては、対象会社の業績や財務状況に影響を及ぼす虞も存する。他方で、対象会社は、本第三者割当増資によって自己資本の充実を図る一方で、調達資金により当初から計画していた上記投資を実施することが可能となること、対象会社の業績・財務内容の現状に鑑みると、対象会社として、かかる自己資本の充実による財務状況の安定化を目指して本第三者割当増資を選択することに、不合理な点は見当たらない。

2 調達資金の使途の合理性

本第三者割当増資により対象会社が調達した資金の使途の合理性については、上記1(2)記載のとおりである。

第2 本第三者割当増資の相当性

1 第三者割当増資の選択の相当性（他の資金調達手法との比較）

第三者割当増資以外の資金調達の手法としては、(i) 金融機関又は他社からの借入、(ii) 公募増資、(iii) 株主割当増資、(iv) 新株予約権又は新株予約権付社債の発行といった手法が考えられる。

しかし、上記第2の1(3)で述べたとおり、本第三者割当増資は、借入コストの削減及び自己資本の充実による財務状況の安定化を主要な目的の一つとしているところ、対象会社の足許の業績は、直近決算期において経常損失を計上しているため、借入による資金調達には相応のコストが必要となる可能性があり、また借入の手法自体が自己資本の充実に資するものではないことから、(i) 金融機関又は他社からの借入は、対象会社が企図する本第三者割当増資の目的に沿った資金調達手法であるとは評価し難い。

また、(ii) 公募増資、(iii) 株主割当増資、及び(iv) 新株予約権又は新株予約権付社債の発行についても、上記第2の1(1)で述べたとおり、直近の決算期において経常損失を計上していることや、対象会社の株価について足許低下傾向が継続していることに鑑みると、調達予定額に必要な応募を確保できるかは不透明であり、また、対象会社が予定する機動的な資金調達の実現にも適していないことから、(ii)乃至(iv)のいずれの手法についても、本第三者割当増資の目的に照らした資金調達の手法に適正したものとは言えない。

したがって、今般の対象会社における資金調達に関して、第三者割当増資という手法を選択したことは、他の資金調達手法との比較においても、相当であると思料する。

2 割当予定先の選定

上記第2の1(1)で述べたとおり、本第三者割当増資は、対象会社とシノケングループとの間の資本業務提携の一環として実施が予定されているものであるところ、対象会社において、当該資本業務提携による事業上のシナジーを検討した上で、シノケングループを割当予定先として選定したことが認められる。

また、シノケングループは、対象会社と同様、JASDAQ市場に上場する事業会社であるが、対象会社は、シノケングループが株式会社東京証券取引所に提出した平成28年3月29日付けコーポレートガバナンス報告書の記載内容から、シノケングループ、同社役員及び主要な株主が反社会的勢力等に該当しておらず、また反社会的勢力等との関係性も有していないことを確認している。

さらに、シノケングループが開示している第27期第2四半期報告書によれば、同社が当該第2四半期連結会計期末時点で保有する現金及び現金同等物は102億61百万円と、十分な流動資産を有しており、シノケングループによる本第三者割当増資に係る払込予定額の確保に問題がないことが認められる。

加えて、対象会社は、シノケングループより、対象会社株式の中長期的な継続保有の意向を確認しており、シノケングループが、本第三者割当増資に係る割当を受ける日から2年間に、当該割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに対象会社に当該譲渡の内容を通知すること等を定める確約書の提出を受ける予定であることから、本第三者割当増資直後に割当先が取得株式を譲渡することにより、対象会社の株価が急落するといった事態が生じる蓋然性は低い。

以上の理由から、対象会社が、本第三者割当増資の割当先としてシノケングループを選定することについては、相当性が認められると料する。

3 発行条件の相当性

本第三者割当増資において発行される新株の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日である平成28年9月9日の終値377円から9.81%をディスカウントした340円を予定している。

日本証券業協会が新株の引受け販売を行う協会員向けの自主ルールとして制定した「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」)によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合には、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直近日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、当該指針は、従前の裁判例においても主要な判断基準として取り扱われている。

この点、対象会社が予定する本第三者割当増資に係る新株発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日の終値から9.81%をディスカウントした価額とするものであり、当該直前営業日から起算して過去1か月間の終値平均からは9.33%のディスカウント、当該直前営業日から起算して過去3か月間の終値平均からは11.92%のディスカウント、当該直前営業日から起算して過去6か月の終値平均からは17.27%のディスカウントとなり、過去3か月及び6か月の終値平均との関係では、10%を超えるディスカウントとなっている。

しかし、日証協指針は、第三者割当増資における新株発行価額について、株式発行に係る取締役会の直前日の価額が、発行株式の価値を最も適切に表していることを前提に、当該価額を基準として、これに0.9を乗じた額以上の価額をすることを原則として要請するものと考えられる。

この点、対象会社の発行株式については、本第三者割当増資に係る取締役会の直前日の終値が、対象会社発行株式の価値を表していないと窺われるような特段の事情は見当たらないことから、当該終値を基準として0.9019を乗じた額を発行価額とすることは、日証協指針に合致しており、発行条件としての相当性が認められる。

なお、本第三者割当増資において、25%を超える希薄化率をもたらす新株を発行することや、新株の発行価額として、取締役会の直前日の終値から9.81%のディスカウントを行った金額を採用するこ

と自体は、既存株主にとって一定の不利益を生じさせるものであることは否定できない。しかし、本第三者割当増資に伴うシノケングループとの間の資本業務提携により、対象会社に事業上のシナジーが生じることが期待されており、これによって企業価値ひいては株式価値の将来的な向上という便益を既存株主が享受し得ることに鑑みれば、本第三者割当増資における発行条件が、既存株主の利益を過度に害しているとまでは言えず、発行条件としての相当性を欠くと評価するに足る事情は見当たらない。

したがって、本第三者割当増資における新株発行価額は、日証協指針に適合するものであり、会社法上の募集株式の有利発行（会社法第 201 条第 1 項、第 199 条第 3 項）には該当せず、発行条件についても相当性が認められる。

以上のとおり、当職らとしては、本第三者割当増資については、その必要性及び相当性が認められるものと思料する。

また、当社監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
売上高	9,766,306 千円	9,275,214 千円	9,461,788 千円
営業利益	320,424 千円	164,600 千円	22,277 千円
経常利益又は 経常損失（△）	295,109 千円	187,361 千円	△14,849 千円
当期純利益又は 当期純損失（△）	152,728 千円	48,424 千円	△327,399 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	47.46 円	15.03 円	△101.32 円
1株当たり配当金	3.5 円	3.5 円	0.0 円
1株当たり純資産	388.00 円	400.63 円	295.64 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 6 月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,239,200 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	157,300 株	4.86%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	157,300 株	4.86%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	157,300 株	4.86%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
始 値	1,050 円	790 円	605 円
高 値	1,339 円	792 円	705 円

安 値	631 円	566 円	411 円
終 値	788 円	605 円	520 円

(注) 当社は、平成 25 年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。上記の金額は、当該株式分割後の株価に換算しております。

②最近 6 か月間の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	444 円	420 円	422 円	400 円	386 円	376 円
高 値	520 円	437 円	425 円	400 円	390 円	384 円
安 値	411 円	420 円	380 円	371 円	370 円	375 円
終 値	434 円	423 円	400 円	387 円	376 円	377 円

(注) 9 月の株価については、9 月 9 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 9 月 9 日
始 値	380 円
高 値	384 円
安 値	375 円
終 値	377 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙をご参照ください。

Ⅲ. 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集」に記載のとおり、本第三者割当の実施により、以下のとおり、シノケングループは、当社の主要株主及びその他の関係会社となる予定であります。

2. 異動する株主の概要

名称：株式会社シノケングループ

なお、所在地等の概要につきましては、前記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議 決 権 の 数 (所有株式数) 議決権所有割合			大株主順位
		直接保有分	間接保有分	合計	
異動前 (平成 28 年 9 月 12 日現在)	—	—	—	—	—

異動後	主要株主 その他の関係会 社	8,750 個 (875,000 株) 21.27%	—	8,750 個 (875,000 株) 21.27%	第2位
-----	----------------------	----------------------------------	---	----------------------------------	-----

(注) 1. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 28 年 6 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数 32,384 個に本第三者割当に伴い増加する議決権の数 8,750 個を加えた議決権の数 41,134 個を分母として計算しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成 28 年 9 月 29 日

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

前記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

サムシングホールディングス株式会社 普通株式 発行要項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
875,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 340 円
4. 払込金額の総額
297,500,000 円
5. 申込期間
平成 28 年 9 月 29 日
6. 払込期日
平成 28 年 9 月 29 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、148,750,000 円（1 株につき 170 円）とし、増加する資本準備金の額は
148,750,000 円（1 株につき 170 円）とする。
8. 発行方法及び割当先並びに割当数
第三者割当ての方法により、全株式をシノケングループに割り当てる。
9. その他
本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

以 上